

【返金規定】

入職者が、自身の責めによる理由で退職をした場合、以下の返金規定を適用する。

- ・入社後1週間で離職した場合…100%返金

※請求〆日前の場合、請求権なし

- ・入社後1週間以上1か月未満で離職した場合…80%返金

※請求〆日前の場合、請求権20%

- ・入社後1か月以上3か月未満で離職した場合…50%返金

※請求〆日前の場合、請求権50%

入職者が、自身の責めでない理由で退職をした場合、別途協議の上確定する。

株式会社オーテクニック